

愛郷・飛砂との闘い

五十嵐 武晴

一、はじめに

濱中の歴史は「飛砂との闘い」に終始したと言つても過言でないかも知れない。昔も今も…「地上に風の流れる以上、砂地の形成は避けがたいかも知れない。風が吹き、川が流れ、海が波うつてゐるかぎり……砂はけつして休まない……」

作家、安倍公房の作「砂の女」の一節である。

女が食事をはこんできた。魚の煮つけに、貝の吸い物だった。いかにも浜の食事らしく、それはいいのだが、たべはじめた彼の上に、女が番傘をひらいて、さしかけてきたのである。

なにか、この地方の、特別な風習なのだろうか？

「ええこうしないと、砂が入るんですよ。ご飯の中に…」おどろいて天井を見上げたが、別に穴があいているわけでもない。

「降ってくるんですよ。どこからでも…」「一日掃除しないと一寸もつもってしまいます」…

翌日の早朝、カンテラを付け、モッコを持った連中が砂搔きにやつてきた。

若い連中で編成されているらしくて、てきぱきと、いかにも調子に乗った仕事ぶりだ。盛り上げてあつた砂が、平原になってしまった。

「大変だね。あの連中も」「はい……うちの部落じゃ、愛郷精神がゆきとどいていますから…」

「なに精神だって？」「郷土を愛する精神ですよ」「そいつはいいやー！」男が笑うと女も笑つた。

昭和三十七年六月に、書き下ろされた作品である。

阿部公房はこの小説（読売文学賞受賞作品）を書き下ろす時、鳥取砂丘と庄内砂丘の濱中を訪れ、飛砂による被害の実態を調べたと言われている。

昭和三十八年（一九六三）に「砂の女」が映画化されることになり、濱中にロケ隊がやつてきた。映画のロケなど濱中にとつては、まさに晴天の霹靂とはこのことだった。

勅使河原監督の「砂の女」は、大ヒット。この頃新聞・ラジオ等で庄内砂丘の飛砂の被害が報じられていたが、この映画によって飛砂の凄まじさが、全国的に知られるようになつた。

しかし、映画はテレビのような報道ニュースではない。監督による脚色されたドラマに過ぎない。

N・H・Kの連続放送ドラマ「おしん」のように村起しつつながるプラス効果はなに一つなかつた。逆に昔から言われてきた卑称、「浜蝦夷」「陸の孤島」と言うイメージだけが誇張され、濱中にとってはマイナス面だけが残つた。

一、砂の悲劇

「飽海郡誌」（寛永十一年・一六三四）には

「西山一帯樹木繁茂せしも、沿海の諸村製塩に従事せしを以て漸次伐採せられ、延享の頃（一七七四）すでに不毛…」とある。

「正保二年酉（一六四六）濱通村塩焚き…濱山諸木伐り尽くし不毛地にまかり罷成。年中四季共風吹き度に風砂強く立つ」ともある。

また、天正・慶長（一五七三～一五九六）の戦乱の時代は、土豪が守護・地頭の命に服さず、林草に隠れ抵抗をしたため、海辺の林草は焼き払われて全て焼失したとも言う。

天明八年（一七八八）に、幕府の巡検使に随行して来た古川古松軒の浜街道日記「東遊雜記」には、

「すべて此海辺は眇々として砂原にして草木さらに無し 苛の磯家かくれて爰に見え 荒波にたちあがり見る目も恐ろしく 夕暮頃一つ家に烟立つを見て何となく物悲しく思い侍りて：また別の日に此日御巡檢御馳走にて 漁人大勢あつまりて綱を引きて 鰯を取りて御覽に入りしに婦人も加わりて綱を引く躰 和国人の人とも見えず賤しき有りさまなり」とある。場所は川北らしいが、川南も似たり寄つたりであつたと考えられる。

これらの文献を見るかぎり、砂丘の荒廃が始まつたのは、そう古いことではない。

中世以降（鎌倉期）になると、海岸林は燃料にされたという。戦国時代、敵に塩を送つたという故事があるほど、日常生活に欠かせないのは塩。戦国大名は争つて塩を獲得するためのいろんな施策を講じて いる。室町・安土・桃山・江戸期と、海岸林の伐採が行われた。特に日本海沿岸地帯が中心であつたから、濱中も例外ではなかつた。砂丘荒廃の最たる元凶は、戦乱よりも製塩と言う人為的なものであつたことが窺える。

荒廃する以前の庄内沿岸原生林の姿を、今なお留めている地がただ一ヶ所ある。

鶴岡市三瀬の氣比神社の神森である。東北地方の日本海沿岸で、往古の自然が典型的に残っている地は唯一ここだけである。神聖な地として戦乱・塩焚きなどに侵されることがなかつたからであろう。カシワ（ぶな科）・ケヤキ（にれ科）・イタヤカエデ（かえで科）・ブナ（ぶな科）などの落葉喬木の純林が、東北日本海沿岸の原生的なものとして評価され、昭和五十一年十二月に国の天然記念物に指定されている。

また、大正六年（一九一七）から始まつた赤川新川掘削工事中に、偶然にも発見された「黒森遺跡」がある。この遺跡からは、石器・土器のほか樹木の幹回り七十六センチにも及ぶ根株・倒木が発見された。樹種は栗（クリ）ぶな科・櫛（ナラ）ぶな科・楓（ツキ・ケヤキの古名）にれ科・柳（ヤナギ）やなぎ属など。発見された地点は現砂丘の最高点から地下三十米の泥炭層（基盤層）からで、砂丘形成前の地盤である。縁の大地であつたからこそ古代縄文人の生活が営まれていたのである。

まもなく古砂丘の形成期が激しくなると、縄文人の生活の場は飛砂に埋もれたため、この地をすて東側の丘陵地帯に逃れたというが、これらに関係する史実・資料は少ない（東山麓に古代遺跡が多い）

しかし、この時の飛砂は人為的なものによるのではなく、自然現象によるものであつた。

古砂丘の形成期が終わると、その上に植物が生育し奈良時代（七一〇～七一〇）の頃までは、砂丘もほぼ植生に覆われていたと言われている。（荒廃以前の現砂丘）気候が温暖であつたため、照葉落葉樹、ブナ（ブナ科）・カワヤナギ（やなぎ科）・ハシバミ（かばのき科）・クリ（ぶな科）・ハンノキ（かばのき科）が生育していたと言われる。

海岸地村々の塩焚用樹木伐採は、自村だけでなく海岸地より離れた東側の村々にまで、部落の移転・田畠の飛砂による埋没など甚大な被害を及ぼした。まさに伐採による砂の悲劇だつた。

その一例として道地村（堂地村・現鶴岡市・元西郷村）がある。海岸地より四キロも離れているのに、日本海特有の

北西卓越風は、砂塵を飛散させ亡村へと迫り込んだ。道地村が亡村となつたのは寛永十年（一六三三）の頃というから今から三六〇年前のことである。道地の村人は村を捨て、さらに東の茨新田に移転したとされる。

この時、道地村の肝煎を勤めていた喜右衛門（現 浜中菅原喜右衛門家）一族だけが、道地の村高一五〇石の半分七五石を持って濱中村へ移住してきたのである。

「濱中村遺書」（文政十二年・一八二九）にこの時の移住について次のように記されている。

「…移住の系圖に依て考ふるに道地經御殿様御在城の砌り氏神と唱るもの十一面觀世音に御座候

御滅城御則濱中村へ御引越しに今御鎮守様に奉迎候 又其以前より道地村分御田地高百五拾以上有之候趣き村方喜右衛門なるもの道地村に住居の節肝煎役相勤來候う由に付道地村と村の砌當村經引越の節御上様村分高之内…」 高 七拾五

石 以上

濱中村 喜右衛門

海岸伝いに北進してできた漁民の村、濱中に道地の農民の一団が加わったのである。

それでは、喜右衛門一族が飛砂の地である海岸地を永住の地として選択したのは何故だろうか。亡村の元凶である飛砂の地、濱中に何を求めたのだろうか。

三、漁業と製塩業（塩焚）

飛砂の害を避けるだけの目的なら、砂丘を越して耕地より四キロも離れた海岸地の濱中を選ぶ筈がなく、茨新田の適当な地を選んだ筈である。敢えて濱中を選んだ理由は漁業の利に着目したのではなかろうか。喜右衛門家は地曳納屋元

を営んでいることからも考えられる。当時、鰯地曳網漁は豊漁が続く日々であつたらしいが、農業から漁業に転換した初めは、漁法が未熟で半農半漁の生活であつたらしい。

「濱中村遺書」に「右七拾五石以上分各耕作仕來候得共、追々家数多クナルニ隨ヒ人々暮方難相立之有様ニ相成り候故村中一統篤ト相談致候處、当村之儀ハ御田地ハ何分不足ニ付尤近年ヨリ大網地引猶始め候へ共、是又未ダ不憤ノ事ナルニ隨ヒ格別之助ケモ無之作併今困窮居候共、欺ク廣キ地方ヘ住ミ居リナガラ当村ノ事斗リニテハ後來慮リ此西山ハ元来不毛ノ地といえども諸草木ヲ植付根付成就之後ニ 是第一天下ノ御奉公共々我子子々孫ニ至ル迄福地トナルハ疑ナシ、又ハ諸草木生立候ハバ 塩焚林 トモ可相成是非植立可申事ト相談ヲ究メ、元和年中（一六一五）一六一五）當砂山ノ如キ砂吹飛ビ荒地ノ害ヲ除カントシテ…」とある。

七五石の耕地では数軒分の耕作地に過ぎないから、地引網漁業に手を染め、且、飛砂の害を防ぎ塩焚の燃料を得るために元和元年（一六一五）から植林に着手したというのである。

この「濱中村遺書」は、部落史ではなく子々孫々まで植林を怠つてはならないという目的を書き残したものである。慶長五年（一六〇〇）、庄内浜漁村、物成（雜稅）として鮭の大魚を管領に納めていたとみえる。同六年（一六〇一）に最上氏が領すると「庄内産塩」に需要を切り替えたため、庄内浜漁村の製塩体制が余儀なくされ、漁民は漁と製塩をせざるを得なくなつたのである。このため西浜一帯の各村製塩を生業とするようになり、塩焚用の樹木伐採が庄内浜の荒廃を徐々に進めることにつながつていった。

宝永三年（一七〇六）に、砂丘東麓の湿地が開拓され廣岡新田が成立した時、濱中村へ藩より移住の藩命が出された。この時のことが寛政八年（一七九六）の村地図の裏書に

「宝永三年戊四月右提願被逢瀬仰付、同六月出崎谷地新田絵図面濱中村より差出反畠歩米御定被成下候。其砌新村御建被成候に付家持差出候様濱中村江御沙汰有之候處、漁獵之障に相成家持差出儀迷惑仕候何方江成共被付右新田之中少し

茂濱中江被下置度之旨奉願候に付、西茅原村茨新田村等江被仰付、翌亥七月屋敷被下置石之村々より引越廣岡新田村初而相建候」とあるように、砂丘の東麓を開墾して廣岡新田を開いた時は、濱中では引っ越す者がなかつたとある。

当時、濱中村は戸数百七十四戸、鰯地引網の魚量多く一網の肴を付けて田地を呉れたと伝えられているのはこの時代のことであるらしい。豊漁の日々であつたためか、百姓連中を少なからず見縊つて、自分の家の門口に入ることすら「その様な汚い姿で家に入るな」と言つて嫌つたというが、それも鰯の猟れた明治の頃までのこと鰯漁は段々と衰退の道を辿るようになる。

一方、漁民が手取り早く現金を手にすることができたのは製塩であつた。

寛永十一年（一六三四）の「高橋太郎左衛門目安書」に「庄内のうちに塩浜の百姓が多くいるが、とくに作物は作らず塩を焼いて郷で米に替え…」と海浜漁民が塩を作りその薪材として樹木の伐採が少なくないとある。

正保二年（一六四五）の「野附家御用留」には、「西浜通村々塩焚竈これあり候為、浜山諸木伐尽くし不毛の地に罷成り、年中四季共に風吹く度に飛砂強く吹立て遊佐船通砂理に相成、容易ならざる難渋…」とある。

延享三年（一七四六）の「巡見使御用覺書」に、「酒田にかぎらず田作もせず塩を焼き商売致してゐる者三千ゝ四千軒も…」とある。塩焼きの薪材としては、塩木と呼ばれた下賜薪材・寄木があつたが、立木の伐採も少なくなかつたとある。

「鮑海郡誌」（一六三四）には、「西山一帯は往時樹木繁茂したるも、沿海諸村の人民製塩に従事せるを以て漸次伐採せられ、終に不毛の赤地となり、風伯咆哮する毎に土砂を捲き田畠を埋め…」と記されている。

製塩のため樹木を悉く伐り尽くしたと言うこれらの文献は川北地区のものである。樹木伐採の責を漁民だけに帰すことはできないが、砂地の荒廃に対して無関心に近かつたことは事実であろう。

もっぱら漁業といくばくかの製塩によつて生計を維持し、住居は海際の高い砂堤に囲まれた人工バルハンの中につたから、大量の飛砂が東麓の田を埋めたとしても直接関係はなかつた。ましてや樹木が魚付け林として漁業に重要な働き

値があることなど知るよしもなかつたと思う。

地引網漁業は血縁関係で結ばれた企業体であつた。だからと言つて部落共同体意識が希薄であつたとはいえないようである。

宝永三年（一七〇六）濱中部落全体の塩釜は八一釜で五石九斗四升一合四勺を納入する事となり、ついで宝暦十三年（一七六三）には更に五石七斗九升七合四勺増収される事となつた。一八〇戸前後の戸数であるから約半数の漁民が塩焚をし、低率の塩年貢分と自家用を除いた塩を農産物と交換、家族の余剰労働による塩焚で生計を立てていた。

砂丘地帯各浜で副業としていた事は寛永十一年（一六三四）の「飽海郡誌」に「庄内の塩濱の百姓數多御座候が別して而作物不仕候。塩を焼き郷に而売其代米持罷帰身上統け前々罷在候」とあることからも推察できる。塩焚に使う燃料は海浜に打ち寄せられた流木（寄り木と称している）を主として用いたと言うが、樹木の伐採も少なからずあつたらしい。燃料に不足した濱中は、寛永七年（一六三〇）、東山（東平田村）から塩木を求めているから地元の樹木は殆ど伐採されてしまつたと考えられる。

海岸の樹木は塩焚材として最上氏時代に伐り尽くし、このため東山麓の山から伐り出して川を下したが、濱中には近くに川もなく最上川河口から濱中に運ぶと言う不便なものであつた。

莊内正保繪圖（一六四四）を見ても海岸には樹木もなく、田川郡廣野村（酒田市廣野）付近に櫟木（ハンノキ・かばのき科）の繁茂を見るばかりである。元禄二年（一六八九）の俳人芭蕉の「奥の細道」に酒田より大山に至る浜街道には一本の樹木も無いとある。心氣病みと濱中では一句も残していない。砂浜の暑気に当たられ俳句どころではなかつたのである。

莊内藩の初期～中期頃には塩焚薪材欠乏のために塩焚業を廃業したと村も見えている。

四、濱中の砂防植栽

庄内浜汀線沿いの村落の中で、最も古くから砂防植栽に取り組んだ村は濱中である。

元和年間（一六一五～一六二三）の濱中村は、暴風・卓越風・波濤などで飛砂が激しく砂に埋没する家屋・舟小屋が続出する日々であった。この惨状に耐えかねた村は、重立者の下に砂防計画を立てた。切迫した毎日だったと考えられる。

村人各自の担当場所を決め砂留めの竇垣を立て、それぞれの自費で求めた草木を植え付けたが、一朝にして飛砂のために埋没し砂山と化した。幾度も繰り返す失敗の連続に村人は、植栽の先進地と聞いた由利郡上濱村に活路を求めた。「濱中村遺書」（一八一五）に「元和年中、当砂山之如キ砂飛荒地之害ヲ除可シシテ、諸々之草木数万本外砂除道具モ無ニ付不残買求メ來リ、當村地方之内江御植付罷下置候：風列敷砂吹飛植付之諸草木不残砂理ト相成何共困難致候」「諸草木始砂除道具ハ古来ノ通り年々上濱ヨリ買求メ來テ植付致候」という記述がある。

村人一同協議を重ねた上、同じ元和年中に代表者が出羽国由利郡上濱村（現 秋田県由利郡）に出向いた。元和年中というと最上氏が支配していた頃で、庄内に製塩を命じた時代である。

「濱中村遺書」は元和年間から約一〇〇年を経た文化十二年（一八一五）に書かれたものであるから、記述については矛盾もあり、十分な資料とはいえないが、早い時期から砂除垣の設置や砂防植栽を実施していたのである。「遺書」によると樹種には男松（マツ科）・茱木（グミ科）・指柳（ヤナギ科）・浜梨木（イバラ科）・合歛木（マメ科）・防風（カラカラバナ科）・山萱（ホモノ科）・砂引草（ムラサキ科）など、その数数万本にも及んだとあり、全て自己負担であった。植付については「地方西体南北地境限り砂除嚴重ニ四ヒヲ付、念ヲ入、植付致候」とあり、村落の汀線沿いに砂除垣

をつくつて植付たことになる。また、このころ後の廣岡新田周辺にも植付たとしているが、これは新田開発（宝永三年・一七〇六）との関連もあつて眞偽は不明である。砂防植栽は懸命の精進しながらの努力も、烈風一度起ると飛砂に埋没したので、砂除圏を二重にしたが、これもまた失敗に帰したとしている。

いずれにしても、これらの砂丘植栽の目的は飛砂防止と製塩用燃料の確保であったという。これは「諸草木生立候得ハ塩焚林トモ可相成」という記述にあらわされている。

汀線沿い村落が生業としていたのは、「塩焚林」の存在に見られる製塩業と地曳網漁業を中心とする漁撈活動で納屋制度をとつてゐる。幕末には濱中には八つの納屋があつた。（十里塚五・宮野浦五）漁業の主体である地曳網は、外の漁法に比べると技術的要素の低い漁法ではあるが、綱を引く多くの曳子を要した。このため納屋は納屋元と殆ど血縁関係で結ばれた家が舟子となつた。

また漁という仕事の内容からくる結束力は堅く、これが基盤となり「愛郷精神」が培われてきたとも考えられる。地曳網漁業では豊漁期があるといわれ、濱中においても藩制時代中期は豊漁期であつたと思われる。

「遺書」には正保二年（一六四五）濱中の里民砂防林育成のため、藩庁に能登の黒松苗を嘆願、許されて雑草と共に植付けるも成功せずとある。（この頃能登周辺農家では個人的に松の育苗をしていたらしい）。

宝永三年（一七〇六）の廣岡新田の開発について、藩からの要請を漁撈の支障になるから迷惑だとしているのが「遺書」ではまた逆にこれ以前の時期について、「不漁不作ノ年柄ニ当リ村中一統労レ果テ：地引獵始塩焚き候得共焚木モ一切無之…」と記してゐる。これは砂防植栽にあたつての藩費補助を意図したものであろうと言う。それは貞享三年（一六八六）に地曳網船に、宝永三年（一七〇六）に、塩釜にそれぞれ浮役が課せられさらに宝暦十三年（一七六三）には増税されたとあるから「村中一統労レ果テ」と言う状態ではなかつたようである。しかし、酒田港からの廻米船御用勤めを命じられて漁期を逃したり、さらに上質塩が上方から移入されるようになつて生活もしだいに困窮するようになつ

たといわれている。

このため、藩の要請もあって耕地開発を目的とした砂防植栽が開始されるようになった。確実な資料は、宝暦二年（一七五二）に平田郷中野俣村から杉苗一、〇〇〇本購入し、濱中村の葛岡林の北峰から下砂沼道までの草正地に植付たというが失敗している。この時の植付は植付役の林右衛門を中心になっており砂防植栽の主体が村落に移るのは天明元年（一七八一）になつてからであった。

砂防植栽が成就すると、いざれの村落においても地続山への組替を申請している。濱中遺書によると、安永五年（一七七六）に「村上より村下長サ七〇〇間余之場所御百姓人々分散地続山ニ被仰付被下置ハ、…」と願出ている。この範囲は現在の小字上村・下村に相当するにすぎず、他の大部分は預地のままであった。

濱中村の砂防植栽が比較的遅れたわけは、濱中村は藩制時代を通じて鶴岡と酒田を結ぶ伝馬の中継地だったこともあります。寛政九年（一七九七）の申立によると、「拙者共村方之儀者家数一八〇軒余、御伝馬一二〇疋」とあつて、これまで出崎堤・古堤などを秣場としていたが、これを見取田にすると秣が不足し、伝馬に差障りができるから、見取田にしないよう藩に願出ている。

こんな状態であつたので、廣岡新田が砂防植栽した出崎堤付近、村落周辺の御林、七窓付近以外は「不毛の地」で砂防植栽は進んでいなかつた。廣岡新田とは出入りが多く、苦情や開墾申請が廣岡側から出されていたものと思われる。この時期の庄内藩は藩財政が窮乏し、砂丘の見取畠の開発を許可し、税の增收を計る方針がとられていた。文化十二年（一八一五）になると、廣岡新田・十里塚・宮野浦の村落は御林を除いて分散山になつていているのに、濱中村の分散山は村落の南北に限られ極めて僅かであつた。預地であつた大部分の地区が地続山になつたのは文政十一年（一八二八）になつてからである。砂防植栽は個人に割山をして自費で植栽することになつておらず、村の北端の八間山は一戸の受持区域が幅八間で、これに竪垣を設け自費で植付ることになつておらず、しかし、肝煎は二十間、長人は十間であつたから資力に

応じた割山がされている。植栽者数はほぼ村の戸数に相当し、この割山は権利というよりも義務であったといえる。

弘化三年（一八四六）午二月、濱中村は森林保護のため肝煎・老人・長人・五人組頭が協議し、「山方仕法村定之事」を制した。

この「山方仕法村定之事」は、全文十ヶ條から成っている。これを要約すると

一、官林に入り青木・雜木を元剪にした者

（一）取押さえられた者には罰金を課す。（二）取り押された者には褒美を与える。

（三）見逃したり聞き流した者には過料を課す。

一、官林内の雪折れや枯木であつても無断で盗つてはならない。村方の指図に従う事。

一、山番・林守の任務について。

一、塩焚林・地続山など他人の持山に入り青木は勿論薪など刈取った者には過料を課す。

一、自分の持山のどんな木であつても伐取る時は村方に届けでる事。この届けを聞いた上で林守・山番は届出に相違ないかどうか立ち会い見届ける事。

と砂防林植付けの奨励と同時に罰則を設けて造林を保護したものである。

たとえ自己所有の山林であつても、村役人の許可なくして勝手に樹木を伐りだす事を禁じ、枯れ木であつてもとのことを禁止している。

落葉（松葉）・下草（雜草）・松ふぐり（まつかさ）であつても、自由勝手にとつてはならなかつた。昭和後期まで松葉（マツパ）などは、肥料でもあり燃料でもあり貴重なものであつた。官有地の場合は勝手にとることは禁じられ「口開け」と称し年四回だけ開放された。

勿論、他村の人間や、たとえ村人であつても「村並」からはずされている者は許可されなかつた。

五、おわりに

昭和六十二年（一九八七）に「地域農業拠点設置工事」の施行により、「防砂・防風柵」が濱中集落西側、南北にわたり竣工した。

濱中が長年待望した半永久的「飛砂防止柵」の完成により、毎年秋になると全戸一人の割当人夫で実施してきた砂止工事からやっと解放されることになったのである。

砂止工事は割当てで各戸が繩を持参、砂止用杉皮板は部落会（自治会）で購入、各組（七組）の砂止工事担当区はあらかじめ決められていた。砂止・植栽は民営（部落）から藩営、そして村営（袖浦村）から国営（营林署）と幾多の糾余曲折を経て、今日の緑豊かな大地として復活したのである。

濱中には砂止人夫だけでなく、「道普請人夫（現在は全ての道路が舗装化され消滅す）」等々いろいろの割当人夫があつたがこれらの制は姿を消した。

阿部公房の「砂の女」は、昭和三十五年～六年、飛砂の被害がひどく、覆砂工事を施したり民家の中には西から村東への移転を決意せざるをえなかつた頃の小説である。

「砂の女」にでてくる「愛郷精神」は、昭和だけの話ではない。子々孫々の繁栄を願う先人の「互いに助け合う」互助精神だったとも言える。

割当人夫などなくなつた今日でも脈々と続いている濱中の「共同の精神・愛郷」は、後世に引き継いでいかなければならぬし、今の時勢こそ「不易流行」を噛み締めたい。

主な参考文献

杉地阿立五十嵐
山主石部武
與範正友晴
吉士巳男

濱中邑誌
海岸砂丘の変貌
莊内製塩史考
庄内砂丘防砂林史（浜中村）
天領と私領の砂防植林について

平成十一年八月
平成元年三月
昭和十三年四月
昭和三十二年四月